

大阪市社会的養育推進計画（R7～11）（素案）の概要

令和6年12月

大阪市こども青少年局こども家庭課

社会的養育推進計画策定の経緯

- 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、こどもが権利の主体であると位置づけられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されたことを受け、平成29年8月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が示された。
- 平成30年7月に国から示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では当該ビジョンを踏まえ、令和元年度末までに新たな計画を策定することとされた。
- 上記を踏まえ、令和2年度から11年度までの10年間を計画期間とする「大阪市社会的養育推進計画」を策定し、家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益を実現するための取組をすすめてきた。
- 令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われた。
- これらを踏まえ、既存の計画を見直し、新たに計画を策定するに当たっての基本的考え方や計画に記載すべき事項等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が令和6年3月に新たに国から示されたことを受け、本市においても、現行計画を見直し、令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画を策定する。

社会的養育推進計画に記載することとされている事項

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」における計画記載事項

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- (3) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組
- (5) 代替養育を必要とするこども数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障がい児入所施設における支援

社会的養育の体制整備と基本的な考え方

- 令和4年の改正児童福祉法では、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、こどもの最善の利益を実現することが求められている。
- そのために、まずはこどもと家庭に最も身近なこども家庭センター（各区保健福祉センター）において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行う。
- そのうえで代替養育を必要とするこどもについては、こども相談センター（児童相談所）が家庭養育優先原則に基づき、里親・ファミリーホームの中からこどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。
- 里親・ファミリーホームが代替養育先として適当でないこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続する。
- また、家族との再統合が難しいこどもについては、特別養子縁組を積極的に検討する。
- 上記の方向性を踏まえて、令和6年度末時点での目標達成見込と未達成の要因分析を行うとともに、資源等に関する地域の現状を明らかにし、計画期間における資源の必要量と整備すべき見込量の算出、年度ごとに定量的な整備目標の設定を行い、計画の見直しを行う。
- また、こどもの権利擁護のための取り組みや自立支援について検討を進めるため、里親・ファミリーホームや施設に在籍するこども(小学5年生以上)及び施設等を退所したこども（令和5年度退所）を対象にアンケートを行い、その内容を計画に反映する。

【現行計画における目標・取組状況】

■ 目標

目標	達成の見込み
こども等からの申立てによる審議・調査の仕組みの構築	達成
親権者等による体罰の禁止に向けた周知等の推進	達成

（直近の取組）

- こどもの権利ノートの内容を刷新、高年齢児向けリーフレットを作成、施設等への入所措置時や里親委託時にこどもに配付し説明
- 令和6年4月に大阪市児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、措置対象となるこどもからの意見表明の申立てに関し調査審議を行い、必要に応じて関係機関に意見具申
- 令和6年7月から「意見表明等支援事業」を実施しており、令和6年12月頃からアドボカシーの専門性を有する意見表明等支援員が施設等に措置されているこどもを定期的に訪問して意見表明を支援し、関係機関に対して代弁等を行う予定
- 従来からの取組である「自立支援計画の作成」「こども相談センターによる施設への訪問調査」「第三者委員の設置による苦情解決の推進」等の継続実施
- 「児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取」について、事案分析アドバイザーによる意見聴取に加え、児童虐待事例検証第1部会へ全件報告を行うことにより適切に対応
- 体罰等によらない子育ての推進のため、毎年区役所や保育施設等にリーフレット等を送付
- 小中学校における児童虐待防止啓発授業等の実施 など

第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

【計画期間における整備・取組方針】

令和6年度より意見聴取等措置、意見表明等支援事業を実施するとともに、児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こどもの権利擁護に係る環境を整備した。計画期間においても、**これらを適切かつ積極的に推進し、こども自らの意見を表明する機会を保障するとともに、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上でフィードバックを行っていく。**

■ 計画期間における整備すべき資源の見込量等

資源	現在の整備状況等	整備すべき見込量等
社会的養護に関わる関係職員、こどもに対する研修・啓発等の実施回数等	・関係職員研修：年1回、各施設1名 ・こどもの権利ノートの説明：年1回以上	同左
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合	・利用可能なこどもの人数：全員	同左
こどもの権利擁護に関する取組に係るこどもの認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	・アンケート等により確認（認知度） ・制度利用者に満足度を確認（利用度・満足度）	同左
こどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	・毎年意見聴取等措置時に確認	同左
日頃から意見表明ができるこどもの割合、意見表明に係る満足度の確認体制の整備	・意見表明ができる割合：100% ・意見表明を行ったこどもに満足度を確認	同左
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会の設置及び運営体制の整備	・こどもの権利擁護部会を設置済 ・こども家庭課に事務局を置き運営	同左
計画策定委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の委員としての参画体制	・社会的養育専門部会に2名選任	同左

第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

① 相談支援体制等の整備に向けた取組

【現行計画における目標】

- ・区保健福祉センターにおける相談の充実や、地域のこども・子育て支援メニューの充実

【直近の取組】

- ・令和6年4月から、各区保健福祉センターの「地域保健活動担当」と「子育て支援室」が「こども家庭センター」の相談窓口として運営を開始
- ・地域社会における家庭の機能を補いながら、こどもの養育を支える社会的養育体制や支援メニューの充実
(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポート・センター事業)
- ・母子生活支援施設の退所母子に対する継続支援を地域ネットワークを活用し関係機関と連携して実施
(H29～R4母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業、R5～措置費加算職員(自立支援担当職員)を配置し実施)

【計画期間における整備・取組方針】

- ・令和6年度より「こども家庭センター」の運営が開始され、これまで以上に児童福祉分野と母子保健分野の連携を図り、一体となって対応していく。

資源	現在の整備状況等	整備すべき見込量等
こども家庭センターの設置数	・24か所	同左
こども家庭福祉行政に携わる区役所職員への研修実施回数等	・①統括支援員基礎研修 ②統括支援員実務研修 ③児童福祉司任用前講習会 ④要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 計4回 ・①は各区統括支援員24名のうち新任職員 ②は各区統括支援員24名 ③④は各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	同左
都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備	・大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、区役所保健福祉課と本庁間等における人事異動を検討する体制を整備済	同左
こども家庭センターにおけるサポートプラン策定体制の整備	・統括支援員：24人(1人/1か所) ・サポートプラン担当者：32人(1～2人/1か所)	同左

第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

② 家庭支援事業等の整備に向けた取組

【現行の取組状況】

- 令和4年改正児童福祉法において、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存の子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業とともに、家庭支援事業として法律上位置付けられた。
- 子育て短期支援事業、一時預かり事業については、現行計画における目標は設定しておらず、大阪市こども・子育て支援計画（第2期）に基づき取組を進めている。
- 家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）については、法施行を待たずに令和5年10月より「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を実施
- 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）については、令和5年度は児童養護施設等15か所で実施し、1,227人日の利用枠を確保した。
- 一時預かり事業については、令和5年度において、幼稚園在園児対象は220か所で実施し、1号認定による利用：520,178人日、2号認定による利用：346,789人日の利用枠を確保した。また、幼稚園在園児以外対象は、73か所で実施し、83,651人日の利用枠を確保した。
- 養育支援訪問事業については、令和5年度は新たに589人を訪問し、支援を実施した。

【計画期間における整備・取組方針】

- 家庭支援事業について、本市では、既存の子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）、一時預かり事業、養育支援訪問事業に加え、令和6年度より家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）、親子関係形成支援事業、令和7年度より児童育成支援拠点事業を実施する。
- 大阪市こども計画に基づき、必要なこどもや家庭が利用できるよう、枠の確保に努める。

資源		現在の整備状況等（令和6年度）	整備すべき見込量等（令和11年度）
市町村こども・子育て支援計画における家庭支援事業の確保方策	家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）	訪問支援件数：5,704人（延べ人数）	訪問支援件数：5,422人（延べ人数）
	児童育成支援拠点事業	—	700人
	親子関係形成支援事業	156人	163人
	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	15か所 1,227人日	1,460人日
	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	220か所 1号：608,459人日 2号：443,365人日	246か所 1号：263,332人日 2号：410,856人日
	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	78か所 89,898人日	78か所 87,457人日
	養育支援訪問事業	526人	617人

第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【現行計画における目標】

- ・児童家庭支援センターについて、令和6年度の計画中間見直しまでに、必要な箇所数の検討を行う

【直近の取組】

- ・児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組として、現事業者と意見交換を行い、児童家庭支援センターに児童相談所のどのような補完的役割を担うべきか、また、子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要な箇所数とあわせて検討
- ・区子育て支援室チームリーダー会議や子ども・子育てプラザ統括責任者研修会、こどもサポート推進員研修において事業説明を実施
- ・現事業者から関係機関等へ積極的に働きかけ、支援実績を積み重ねており、その結果、地域における相談実績が向上

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談等延べ実績	1,713件	2,786件	2,843件	3,678件	3,431件

【計画期間における整備・取組方針】

- ・児童相談所の複数設置や24時間虐待通告に対応する安全確認体制の整備により、市内全域に対してきめ細やかな支援が可能であるため、こども相談センターからの在宅指導措置委託は実施しない。
- ・こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組の推進については、今後さらに検討していく
- ・児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組により、以前よりも多くの事業実績が得られているため、現在の設置数を維持しながら機能強化に努める

第4章 支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組

【これまでの取組】

- ・「妊娠届の受理時」に妊婦へのアンケートや面談をとおして、妊娠・出産に関わる心配事等の把握とともに、特定妊婦をスクリーニング
- ・リスクに応じ要保護児童対策地域協議会を活用しながら切れ目のない支援を実施
- ・令和2年10月より産前・産後母子支援事業を委託して実施
- ・経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦について、入院・出産に要する一部費用を措置する支援
- ・区保健福祉センターにおいて、保健師が健康に関する相談、必要な助言や保健指導を行うなど相談支援の充実
- ・養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）により、保健師や助産師が養育支援を継続
- ・各区が「こども家庭センター」として相談支援の充実を図り、職員の専門性の向上のため、個別支援に関する研修を実施、相談機関として機能強化

【計画期間における整備・取組方針】

- ・妊産婦等生活援助事業については、これまでの産前・産後母子支援事業の取組に心理的ケア及び法律相談支援等を加え、令和7年度から民間事業者に委託して実施する予定。
- ・助産施設は、特定妊婦等に制度が認知されるよう、引き続き制度周知に取り組む。
- ・こども家庭センターにおいて、相談支援の充実を図るとともに、養育支援訪問事業を引き続き実施する。
- ・特定妊婦等の支援に携わる職員を対象に研修を実施する。

■ 計画期間における整備すべき資源の見込量等

	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
妊産婦等生活援助事業所	産前・産後母子支援事業を実施（1か所） 【令和7年度から妊産婦等生活援助事業】	令和7年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討
助産施設	9か所	9か所
・母子保健従事者研修の実施回数 ・こども福祉行政従事者研修	・基礎2回、応用2年に1回 ・1回	・基礎2回、応用2年に1回 ・1回

第5章 代替養育を必要とするこども数の見込み

基本的な考え方

里親等委託の推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するため、こどもを保護者と分離し、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームで養育する代替養育を必要とするこども数の見込みについて、近年のこどもを取り巻く状況を踏まえて算出する。

<代替養育が必要なこども数の算出手順>

① こどもの人口（各歳ごと）の推計

② 代替養育が必要となるこども数の見込みを、現に入所措置又は里親等委託されているこども数のこどもの人口に占める割合から推計（潜在的需要を含む）

「児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所割合」から算出した「児童自立支援施設と児童心理治療施設への代替養育こども数見込み」を控除

算出結果

左記の手順により算出したところ、代替養育が必要なこども数の見込みは次のとおり。

	大阪市の代替養育を必要とするこども数 (児童自立支援施設・児童心理治療施設を除く)				措置延長となる こども数		代替養育 必要数
	0~2歳	3~5歳	6~17歳	合計 (0~17歳)	18歳	19歳	
R6	134	139	769	1,042	45	16	1,103
R7	134	136	768	1,038	55	12	1,105
R8	136	131	763	1,030	55	14	1,099
R9	140	128	756	1,024	55	14	1,093
R10	140	127	747	1,014	55	14	1,083
R11	140	129	734	1,003	54	14	1,071

第6章 一時保護改革に向けた取組

現行計画における目標

1 量の確保

一時保護児童の増加にともない、一時保護所の定員超過状態が慢性化。このため、4センター体制の整備にあわせて定員を180人とする。また、乳児院・児童養護施設の一部を一時保護専用施設として運用することを目指す。

2 質の向上

一時保護児童の安心・安全な生活を保障するため、日記・生活アンケート・意見聴取等措置の実施等により、生活しやすい環境づくりを行う。また、職員研修やOJTによる計画的な人材育成を実施し、今後の増員に向けた体制強化をはかる。

計画期間における整備・取り組み方針

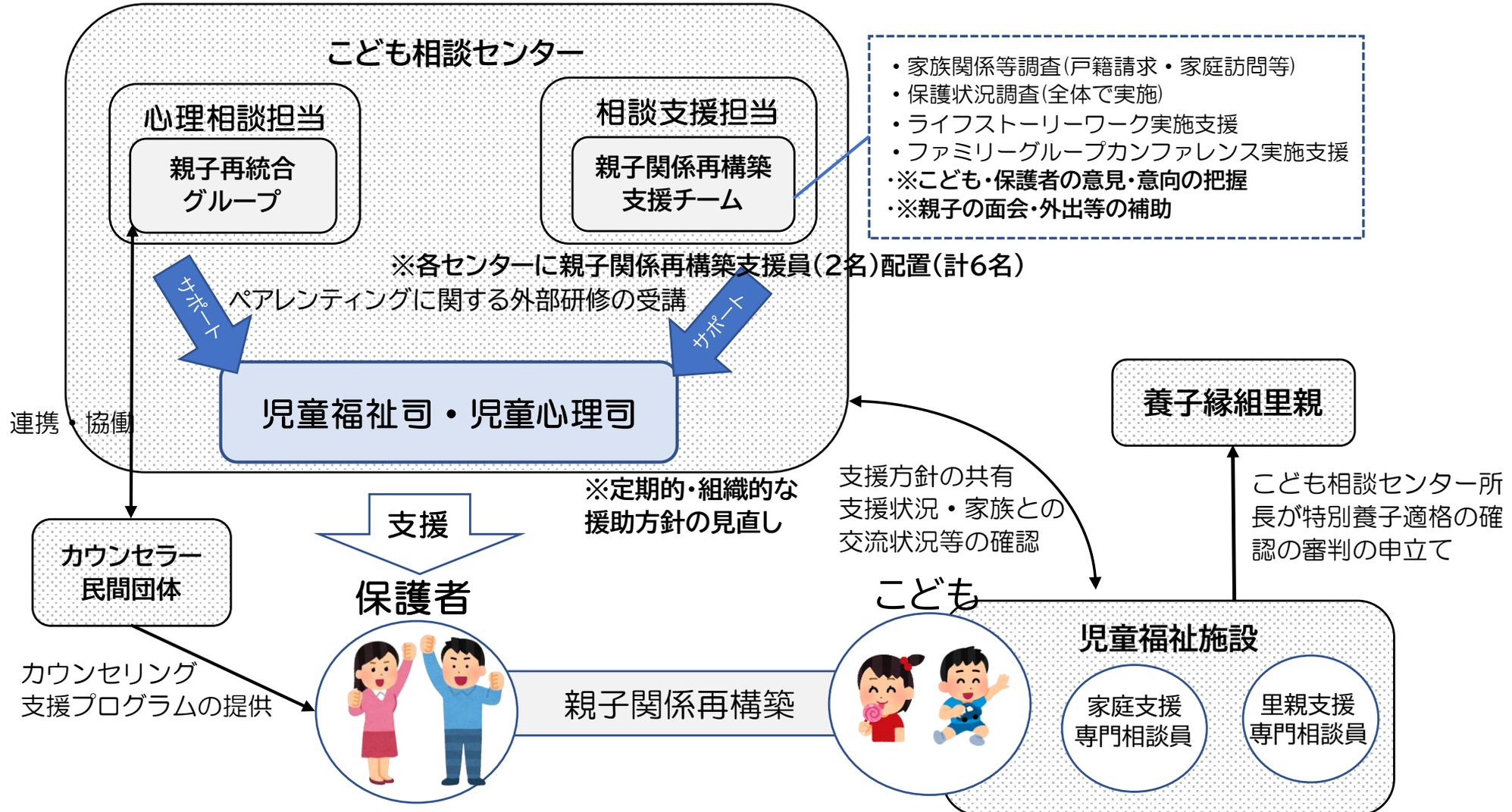
令和6年度末に新中央こども相談センターの建替移転、令和8年度中に南部こども相談センターの再整備が完了するとともに、東部こども相談センター開設予定。

	中央	北部	南部	東部	計
現在	男子学童：26 女子学童：－ 幼児：－	男子学童：－ 女子学童：30 幼児：24	男子学童：10 女子学童：10 幼児：10		男子学童：36 女子学童：40 幼児：34
最終	男子学童：25 女子学童：25 幼児：10	男子学童：15 女子学童：15 幼児：10	男子学童：15 女子学童：15 幼児：10	男子学童：15 女子学童：15 幼児：10	男子学童：70 女子学童：70 幼児：40

- 新中央こども相談センターには、「開放型一時保護所」を併設し、通学支援を実施予定。また、ユニット制を本格導入する。
- 日記・生活アンケート・意見聴取等措置に加えて、意見表明等支援事業の実施、退所時アンケートの実施等、より児童のニーズを把握できる体制を構築する。
- ユニット制の本格導入などをふまえて、トラウマインフォームドケアや、こどもの権利擁護に関する研修を実施し、職員の資質向上に努める。
- 令和7年度より、毎年1カ所のペースで第三者評価の受審を実施。

第7章 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- ② 親子関係再構築に向けた取組



第7章 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【現行計画における目標・令和6年度末見込み】

	目標	R6末見込み
特別養子縁組に関する研修について里親支援児童福祉司の受講率	100%	100%
民間あっせん機関の第三者評価受審率	100%	100%

特別養子縁組成立件数	R2	R3	R4	R5	R6
目標	16	17	18	19	20
実績	11	15	16	18	20(見込)

【直近の取組結果】

- 里親支援専門相談員と連携して、特別養子縁組の検討が必要なこどもを早期に把握
- 養子縁組里親への直接のマッチングの実施
- 特別養子適格の確認の申立は全件こども相談センター所長が実施
- 出自を知る権利を保障するため児童記録は永年保存
- 特別養子成立後の親子を対象とした交流イベントの実施
- 養子縁組民間あっせん機関等職員研修に里親支援児童福祉司が参加
- 民間あっせん機関に対して第三者評価の受審（3年に1度受審が必要）を勧奨し、1法人は受審済み、もう1法人は令和7年度受審予定

【計画期間における整備・取組方針】

- ケースマネジメントの徹底及び乳児院・児童養護施設との連携により、特別養子縁組の検討が必要なこどもの把握に努め、将来にわたって家庭復帰が難しいこどもについては、こども相談センター所長が特別養子適格の確認の審判の申立てを行う。
- 特別養子縁組をすすめる方針になっているこどもにマッチングが可能な養子縁組里親が本市に登録されている場合、こども相談センターと里親支援センターが連携して直接あっせんし、すみやかな特別養子縁組成立をめざす。
- 民間あっせん機関については、研修及び第三者評価の受審勧奨を行い、財政措置を行う。

第8章 里親等への委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

【現行計画における目標・令和6年度末見込み】

		H30末 (実績)	R5末 (実績)	R6末 (見込)	R6末 (目標)	R11末 (目標)
里親等 委託率	3歳未満	9.7%	7.2%	12.8%	25.5%	41.0%
	3歳以上就学前	13.9%	26.0%	28.8%	29.1%	42.9%
	学童以上	19.0%	21.1%	23.2%	26.9%	33.9%
	合計	16.7%	19.9%	22.8%	27.1%	36.5%
里親登録数		129世帯	244世帯	263世帯	263世帯	372世帯
ファミリーホーム数		17か所	24か所	24か所	24か所	28か所

【直近の取組結果】

- 家庭養育優先理念の徹底、児童福祉司用QA作成、同意書の様式変更
- 中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置して専任の課長代理を配置、各こども相談センターに里親担当児童福祉司・SV配置し、里親等委託を推進
- ショッピングモールでの相談会、市民学習センターと連携した連続学習会の開催、地域や区と連携した広報活動
- 登録間もない里親についてはレスパイト・ケア、一時保護委託により養育経験を積んでから委託
- 未委託里親の実態把握と要因分析

【目標達成見込・要因分析】

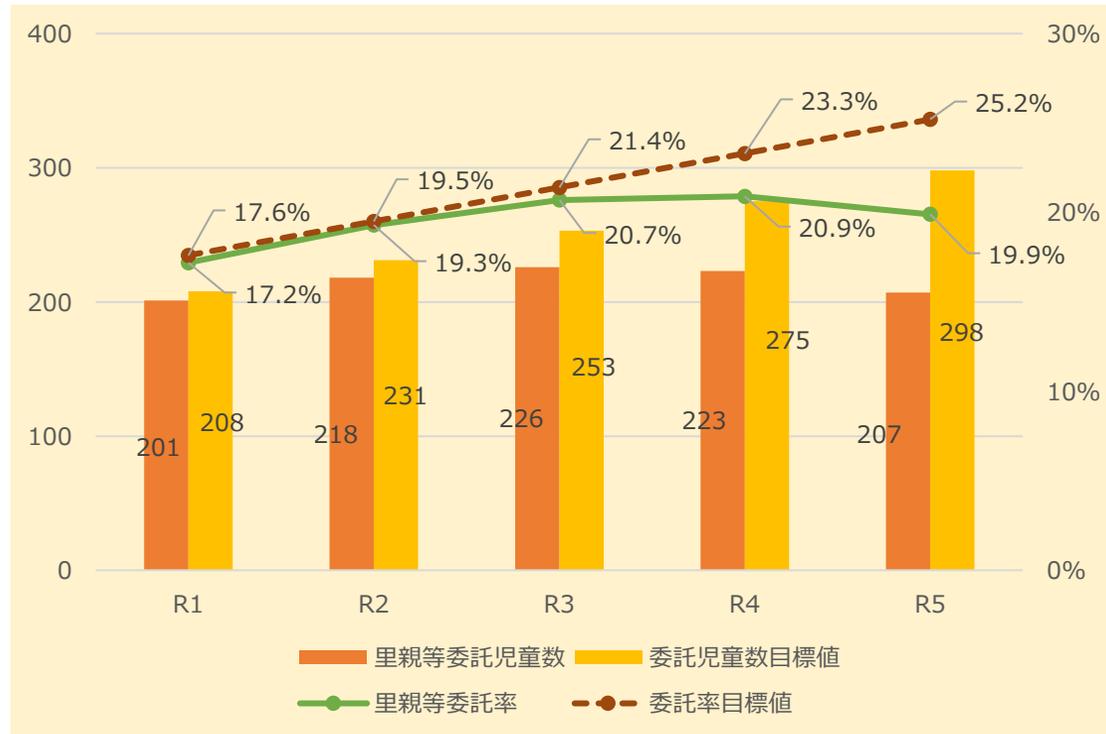
○里親登録数・ファミリーホーム数、民間フォスティング機関への業務委託は達成の見込み

- 一方、里親等委託率については未達成の見込み
- 新規登録里親はトレーニングを行ったうえで委託するので、正式な委託に直結しない
- 実子の年齢・性別や里親の就労状況等によりマッチングが困難
- 登録後の家庭状況の変化により委託困難
- 養育者の高齢等の理由でファミリーホーム廃止検討、不調等により支援中で新規委託が困難
- 里親委託児童の親子交流支援体制が整っていないため、里親等委託を検討できないケースがある

里親等委託率の設定について

【過去5年間の推移】

里親等委託児童数、里親等委託率の推移と各目標値



【国の策定要領に基づき里親委託率を算定】

(国の目標値) 乳幼児75%以上、学齢児50%以上

	代替養育が必要なこども数			措置延長	合計
	0～2歳	3～5歳	6～17歳	18～19歳	
こども数	140人	129人	734人	68人	1,071人
委託数 (国目標)	105人	97人	367人	34人	603人
委託率 (国目標)	75%	75%	50%	50%	56.3%

【里親等が急激に増加するリスク】(現行計画も同様)

国の目標値どおりとする場合、里親等委託数を令和5年度末の207人から6年間で603人まで増やす(1年間に66人のこどもを里親等に委託する)必要があり、里親等が急激に増加することによるリスクが生じる。

【現行計画における里親等委託率の設定の考え方】

- 代替養育が必要となるこども数(1180人)の受け皿が不足しないよう、代替養育が必要となるこども数から児童養護施設等の定員数(749人)を控除した数を里親等委託が必要な数(431人)として、里親等委託率(36.5%)を設定した。
- 里親等が急激に増加するリスクを鑑み、国の目標を最終的に目指しつつ、令和11年度末のあるべき養育形態として施設養育を含めて「すべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態」を実現する。

里親等委託率の設定について

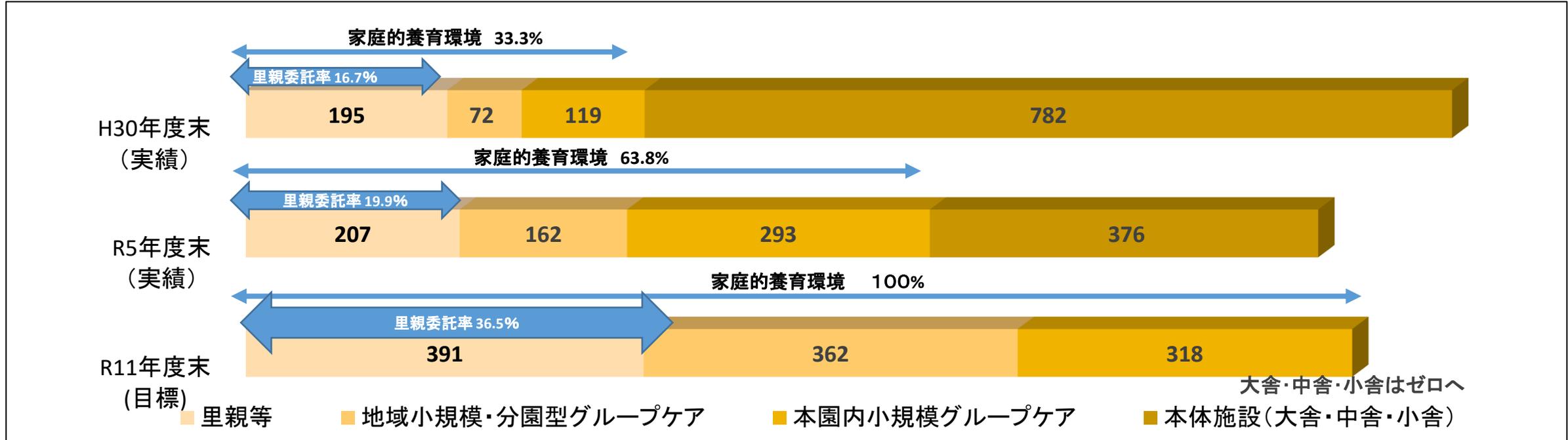
【現行計画の里親等委託率の設定と同様の算定をした場合】

代替養育を必要とするこども数	施設受入定員見込 (令和11年度末)	必要となる 里親等委託数	里親委託率
1,071人	686人	385人	35.9%

現行計画の目標率36.5%と近似値



令和11年度末における里親等委託率の目標値は36.5%（里親等委託数391人）とする



里親等委託率の設定について

【里親等委託率目標値（年齢階層別）】

	要保護児童数				里親等委託児童							
	0~2歳	3~5歳	6~17歳 (措置延長者含む)	計	0~2歳		3~5歳		6~17歳 (措置延長者含む)		計	
					人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
令和7年度見込	134	136	835	1,105	25	18.5%	43	31.6%	213	25.4%	281	25.4%
令和8年度見込	136	131	832	1,099	33	24.1%	46	34.5%	229	27.5%	308	28.0%
令和9年度見込	140	128	825	1,093	42	29.7%	48	37.3%	245	29.6%	335	30.6%
令和10年度見込	140	127	816	1,083	50	35.4%	51	40.1%	260	31.8%	361	33.3%
令和11年度見込	140	129	802	1,071	60	42.9%	58	45.0%	273	34.0%	391	36.5%

里親等委託率の設定について

【目標達成に向けた普及啓発の取組みについて】

【普及啓発・手法の考え方】

- ① 乳幼児の長期養育が可能な4－50代の里親が望ましいが、レスパイトや短期預かりができる里親も必要
→ 生活スタイルに合わせ、さまざまな形で貢献してもらえることを周知
- ② 広く、市民の目に里親制度についてふれる機会を増やす
- ③ 出張講座などで子育て世代に出向いて里親制度の研修・説明する機会を作る（アウトリーチ型普及啓発）
- ④ 市職員、学校園など地域の関係機関に、里親制度への理解を促す取り組みを行う

【新たな取り組み】

- ① 市職員向け→市立保育所長会、中学校校長会、小学校校長会、幼保職員研修、全職員メール配信
- ② 子育て世代へのアプローチ→地域での研修、学習会に講師を派遣（私立幼稚園、小中学校、府立高校PTA）
大学のゲストスピーカー派遣、私立・公立幼稚園でのポスター掲示
- ③ ファミリーサポート提供会員へのチラシ送付
- ④ 関係機関へのアプローチ→要対協代表者会議における里親制度の説明および講師派遣周知
- ⑤ 市民への周知→市長会見、インターネットテレビ出演、ラッピングバス、郵便局ポスター掲示、SNS活用
- ⑥ 民間との包括協定関係→損保会社での動画放映、社員研修

【里親支援について】里親支援センター4ヶ所開設により期待される効果

- 長期的な事業計画、人材確保・育成が可能となる
 - 第三者評価の受審義務が発生するため、事業の質や運営の透明性が期待できる
- ➡ よりの確なマッチングや、里親への支援の充実が見込まれる（里親子関係不調の防止）

第8章 里親等への委託の推進に向けた取組

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

【現行計画における目標・令和6年度末見込】

	目標	R6末
民間機関（里親支援機関A型）への委託実施数	3か所	3か所

【令和11年度末目標】

	R6末（見込）	R11末（目標）
里親支援センター設置数	0か所	4か所
必修研修以外の研修の実施回数	6回 135人	6回 205人

【直近の取組結果】

- こども相談センター単位で令和3年度から業務委託開始
- 民間フォスティング機関を育成する視点で、段階的に業務委託を拡大し、令和6年度には自立支援業務を委託
- こども相談センターとフォスティング機関は毎月全体会議を開催。市域全体で効率的にリクルートや研修、マッチングを実施
- 参加者アンケートをふまえたスキルアップ研修のテーマ設定、ハイブリッド開催
- 里親アンケートをふまえた「里親ハンドブック」の作成・配付、ハンドブック学習会の開催
- 里親支援センターの公募開始、運営事業者を今年度中に選定

【計画期間における整備・取組方針】

- 令和7年度に里親支援センター4か所開設
- 中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し、専任の課長代理を置き、各こども相談センターに里親専任の児童福祉司を配置
- 乳児院・児童養護施設の職員である里親支援専門相談員の役割は、入所児童の里親等委託の推進と委託後の里親等の養育支援が中心
- スキルアップ研修については参加者アンケートもふまえ、里親が関心をもって参加したくなるようなニーズにあったテーマや今日的なテーマを取り上げ

第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

【第8章で算出した里親等委託数】

	大阪市の代替養育を必要とする子ども数 (児童自立支援施設・児童心理治療施設を除く)			代替養育 必要数
	3歳未満	就学前	学童期以降 (措置延長含)	
R7	134	136	835	1,105
R8	136	131	832	1,099
R9	140	128	825	1,093
R10	140	127	816	1,083
R11	140	129	802	1,071

	里親等委託により養育する子ども数			合計
	3歳未満	就学前	学童期以降 (措置延長含)	
R7	25	43	213	281
R8	33	46	229	308
R9	42	48	245	335
R10	50	51	260	361
R11	60	58	273	391

	施設養育子ども数 (代替養育必要数-里親等委託数)			合計
	3歳未満	就学前	学童期以降 (措置延長含)	
R7	109	93	622	824
R8	103	85	603	791
R9	98	80	580	758
R10	90	76	556	722
R11	80	71	529	680

当初整備計画数

入所枠	乳児院	児童養護
前期 (R2~6)	173	746
後期 (R7~11)	164	631
最終形 (概ね10年後)	161	588

令和6年現在の施設受け入れ定員見込

入所枠	乳児院	児童養護
令和6年度	198	795
令和7年度	186	703
令和8年度	174	693
令和9年度	169	706
令和10年度	163	681
令和11年度	137	549

課題

- 施設受け入れ定員の減 ➡ 乳児院 161人→137人 児童養護施設 588人→549人
 - 小規模化・地域分散化を推進するための用地確保が困難な状況
- 本市では、被虐待経験がある児童が多く、丁寧な対応が必要。加えて、施設の小規模化かつ地域分散化に伴い、より少人数の職員体制となり職員の負担はさらに大きくなっている。
 - 離職率が高く、職員が定着せず勤続年数の浅い職員が多い状況

第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1)小規模化・地域分散化の状況

乳児院	本体	本体内ユニット		分園		一時保護	
	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
令和元年度末	188	21	123	2	10	1	6
令和2年度末	188	21	123	2	10	1	6
令和3年度末	188	21	123	2	10	1	6
令和4年度末	188	21	123	2	10	1	6
令和5年度末	188	21	123	2	10	1	6
令和6年度末 (見込)	189	21	111	2	9	1	4
家庭的養育割合 (小規模養育数÷定員)	6年度末時点：60.6% (120/198)						

児童養護施設	本体	本体内ユニット		分園		地域小規模		一時保護	
	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
令和元年度末	797	19	148	2	16	11	66	0	0
令和2年度末	733	20	160	4	28	15	90	0	0
令和3年度末	744	26	205	4	28	16	96	0	0
令和4年度末	709	26	205	4	28	20	120	0	0
令和5年度末	697	30	229	5	34	21	125	0	0
令和6年度末 (見込)	622	32	235	5	30	24	143	0	0
家庭的養育割合 (小規模養育数÷定員)	6年度末時点：51.3% (408/795)								

➡ 令和6年度末時点で目標達成見込み：未達成

(2)高機能化及び多機能化・機能転換の状況

■ 専門職員の加配

加算職員種別	乳児院	児童養護施設
家庭支援専門相談員	3施設 4人 (+必置6名)	6施設 7人 (+必置12名)
心理療法担当職員	6施設 8人	12施設 17人
自立支援担当職員	児童養護施設 11施設、児童心理治療施設 3施設、 母子生活支援施設 4施設 (各施設1人)	

■ 児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業

さまざまな研修に各施設職員(令和5年度実績64回)が参加
就職見込の学生を実習生として雇用する経費を補助し、就職につなげる

■ 産前産後母子支援事業(妊産婦等生活援助事業)

令和2年度から母子生活支援施設や乳児院を運営している法人(1か所)において特定妊婦に寄り添い専門的な知識や技術に基づき援助を実施

■ 里親養育包括支援事業

令和3年度から児童養護施設等運営法人3法人が包括的に里親を支援する里親包括支援事業を実施

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【計画期間における取組方針】

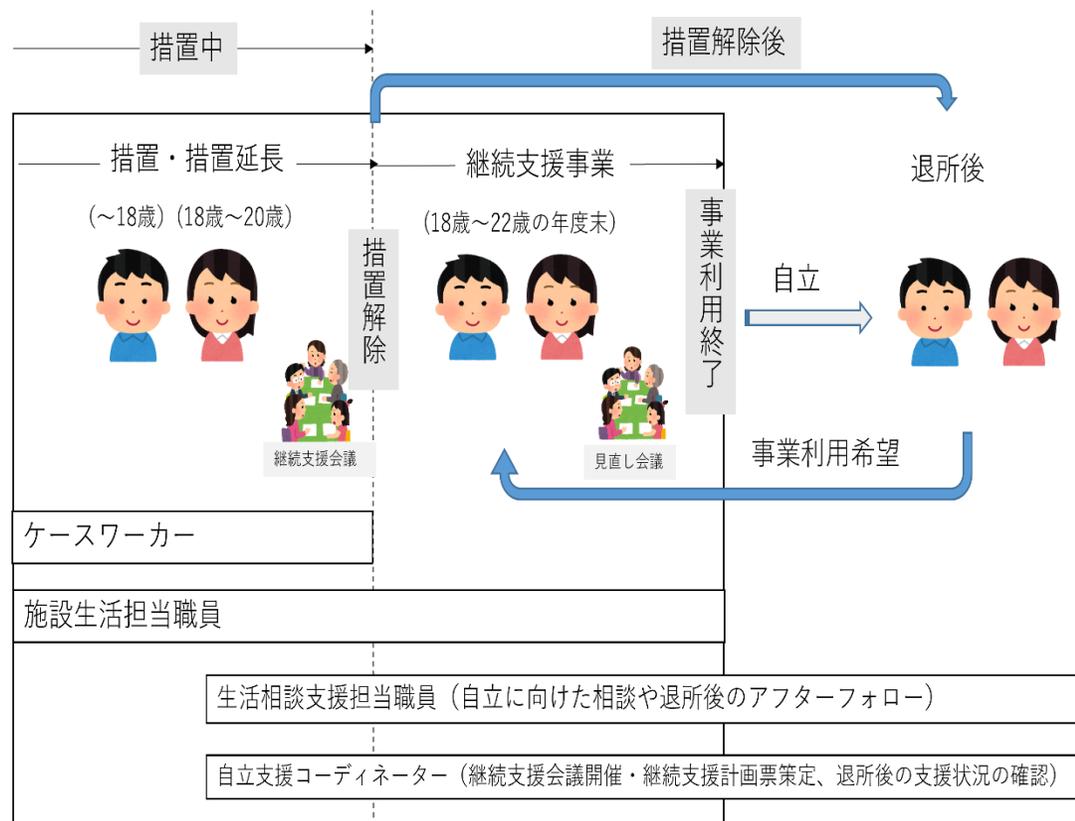
- 現行計画と同様、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託とあわせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を目指すこととし、施設での養育を必要とする児童が入所できないことのないよう、里親等委託の進捗状況を注視しながら、必要に応じて本体施設のユニット当たりの定員を調整するなどして、入所枠の確保に努める
- 施設の機能転換については小規模化・地域分散化の進捗に合わせて一時保護専用ユニットへの転用検討や地域において必要とされる支援を展開するなど多機能化・高機能化を積極的に推進する
- 施設の高機能化においては、専門性の高い職員の配置が不可欠であることから、職員の資質向上支援について引き続き取り組む
- 施設の小規模化においては、職員一人一人の高い支援力が求められるとともに、業務量も増えるため、業務負担の軽減や働き続けられるための定着支援などについて、検討していく。

第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

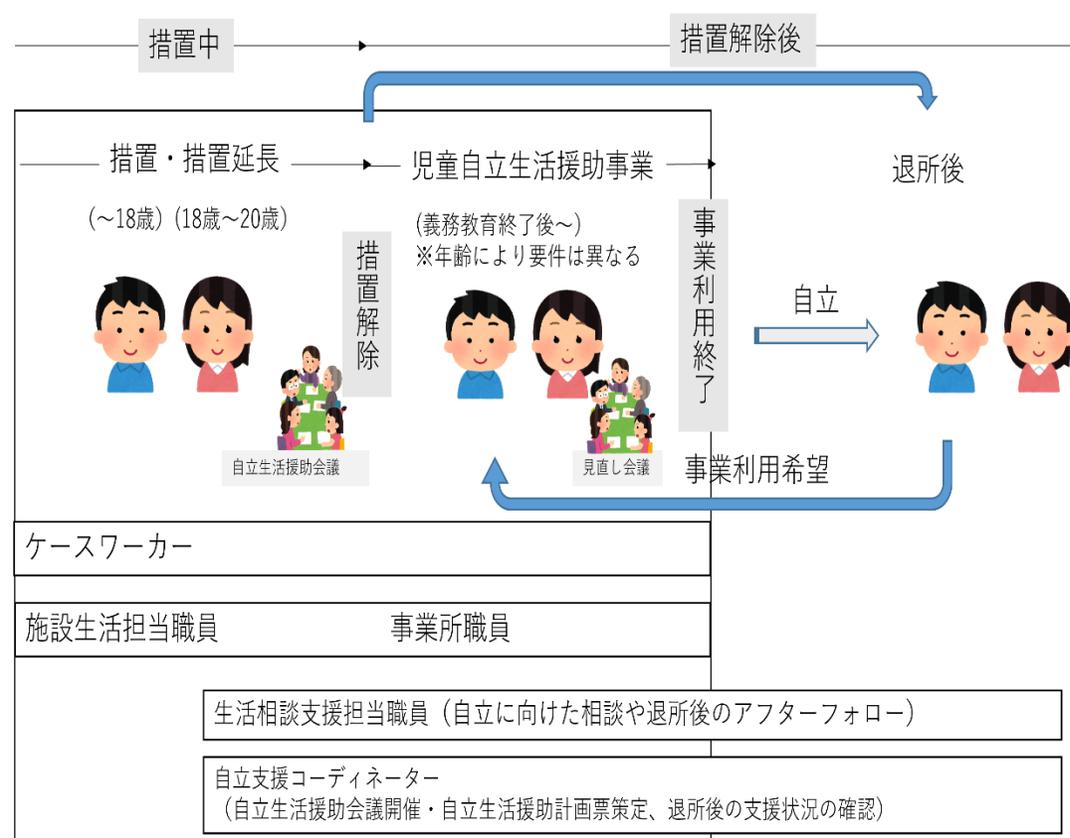
(1) 直近の取り組み・成果

① 児童自立生活援助事業

【R5年度まで】



【R6年度から】



主な変更点

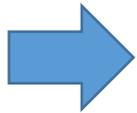
- ・年齢制限の撤廃及び事業の実施場所の拡充
- ・措置解除後もこども相談センターのケースワーカーの支援が継続される

継続支援計画の策定率は100%
令和4年度 (79件)
令和5年度 (84件)

第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

②施設退所児童自立支援

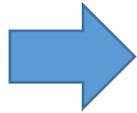
- 児童養護施設及び児童心理治療施設・母子生活支援施設等に退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置。（措置費支弁対象）
- 里親及びファミリーホームの児童に対しては、令和5年度まではこども相談センター里親子包括支援室において生活相談支援担当職員を配置していたが、令和6年度からはフォスティング機関に自立支援にかかる業務を加えて委託を実施。



入所中から退所後にかけて一貫した支援を実施

③社会的養護自立支援拠点事業（施設退所児童等社会生活・就労支援事業）

- 施設等の退所予定者を対象に、大阪府・堺市とともに**社会福祉法人**に委託し、社会生活に必要な知識の習得や生活技能の習得等必要な訓練や見守り、就業支援などの支援を実施。



社会的養護経験者の地域社会における社会的自立を促進

（2）令和6年度末時点での目標達成見込み

	目標	R6年度末
施設等から年齢到達等により退所等された全ての者に対し、自立生活援助計画（※）の策定率	100%	100%

※令和6年より継続支援計画は自立生活援助計画に名称変更

第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(3) 計画期間における整備・取組方針

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	26人	27人	29人	33人	36人

【取組方針】

- 大阪府・堺市と共同で、各施設、こども相談センター、社会的養護自立支援拠点事業所等の関係機関との連携体制を整備する

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

	現在の整備・取組状況 (令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等 (令和11年度末時点)
児童自立生活援助事業の実施個所数 (Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)	・Ⅰ型 6ヶ所 38人 ・Ⅱ型 4ヶ所 8人 ・Ⅲ型 8ヶ所 12人	・Ⅰ型 6ヶ所 38人 ・Ⅱ型 5ヶ所 10人 ・Ⅲ型 11ヶ所 15人
社会的養護自立支援拠点事業の 整備個所数	1ヶ所	1ヶ所
社会的養護自立支援協議会の設置も 含めた連携体制の整備	関係機関との連携体制について検討中	関係機関との連携体制の整備

【取組方針】

- 児童自立生活援助事業の利用を希望する児童等が適切に支援に繋がるように事業実施個所数を整備する。
- 事業の実施経過を踏まえ、大阪府、堺市とも連携しながら、社会的養護自立支援拠点事業を実施していく。
- 関係機関との連携体制について、大阪府、堺市と連携して整備する。

第11章 児童相談所の強化等に向けた取組

現行計画における目標

(1) 人材の確保と育成

- 児童福祉法が改正され、管轄区域の人口や児童虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置標準が法律に定められ、大幅な増員が必要となる。
- 国が示す配置標準に基づく専門職の確保は、児童虐待に対する適切な対応や重大な児童虐待事件を無くしていくためにも必要不可欠。人材育成をしながら計画的に増員配置を進めていく。

(2) 児童相談所の複数設置

- 本市では長らく1か所の児童相談所で事業を実施してきたが、児童虐待相談対応件数の増加に鑑み、児童相談所を複数設置（市内3か所）することとし、さらに令和元年10月30日の戦略会議では市内東部に4か所目の児童相談所を設置し、4か所体制とすることが決定。

(3) ICTの活用

- 平成20年度に運用を開始した児童相談システムについて、より効率的なシステムの開発を目指す。

【目標】児童相談所の複数設置

令和3年度	北部こども相談センターの開設
令和6年度	中央こども相談センターの移転
令和8年度	東部こども相談センターの開設

直近の取組結果

(1) 人材の確保と育成

国が示す配置標準を満たすべく、計画的に児童福祉司等の増員配置を進めており、人材育成に取り組んでいる。

(2) 児童相談所の複数設置

平成28年10月：南部こども相談センター開設（2か所目）、令和3年4月：北部こども相談センター開設（3か所目）

令和7年3月（予定）：中央こども相談センター移転

東部こども相談センターについても概ね計画どおり整備を進めている

(3) ICTの活用

令和3年度より新児童相談システムを運用開始

第11章 児童相談所の強化等に向けた取組

新計画における整備・取組方針等

(1) 人材の確保と育成

- ・ 国のプラン（令和4年12月15日）に沿って、児童福祉司や児童心理司の増員配置を計画的に進め、医師や保健師、弁護士の配置などこども相談センターの体制強化に引き続き取り組む。
- ・ 児童福祉司任用後研修など研修の実施等を通じて専門性の向上を図る。
- ・ 児童相談所の第3者評価について本計画期間内に開始する。

(2) 児童相談所の複数設置

- ・ 4か所目の児童相談所となる東部こども相談センターについて、令和8年度中の開設を目指し整備を進める。
- ・ 南部こども相談センターについて、現施設の近隣に一時保護所を建替移転するとともに、一時保護所移転後の空きスペースを児童相談部門等の事務所へと改修する再整備を行う。

整備すべき見込量

	資源	整備すべき見込量(R11年度末)		資源	整備すべき見込量(R11年度末)
1	児童相談所の管轄人口 (R6年度：児童相談所3か所)	児童相談所（4か所）の管轄人口 ・ 中央こども相談センター：954,761人 ・ 北部こども相談センター：675,132人 ・ 南部こども相談センター：430,996人 ・ 東部こども相談センター：691,523人	6	医師の配置数 (R6.4現在：各センターに配置)	各センターに配置
2	第三者評価を実施している児童相談所数 (R6年度：0か所)	1か所 ※R10年度から毎年1か所ずつ実施。	7	保健師の配置数 (R6.4現在：5人)	保健師：5人
3	児童福祉司、児童心理司の配置数 (R6.4現在：児童福祉司183人、児童心理司61人)	児童福祉司：190人、児童心理司：94人 ※令和5年度児童虐待相対応件数等に基づき算出	8	弁護士の配置数 (R6.4現在：2人)	弁護士：2人
4	市町村支援児童福祉司の配置数 (R6.4現在:1人) ※児童福祉司配置数の内数	市町村支援児童福祉司：1人 ※児童福祉司配置数の内数	9	児童相談所職員における研修者数 (R5実績：児童福祉司任用後研修35人)	児童福祉司任用後研修 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講
5	児童福祉司スーパーバイザーの配置数 (R6.4現在：32人) ※児童福祉司配置数の内数	児童福祉司スーパーバイザー：34人 ※児童福祉司配置数の内数	10	専門職採用者数 (R6年度：増員配置の中で必要な数)	増員配置の中で必要な数

第12章 障がい児入所施設における支援

1. 障がい児入所施設とは

- 児童福祉法第7条第1項に規定される児童福祉施設。
- 入所の形態には、都道府県（政令指定都市）の措置による入所と、保護者が施設と契約を結んで入所サービスを利用する契約での入所がある。
- 施設種別は大きく2つに分かれる（福祉型障がい児入所施設と医療型障がい児入所施設）。

・福祉型障がい児入所施設

障がい児を入所させ、保護並びに日常生活における基本的な動作及び自立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。（大阪市内 6施設、定員250人）

・医療型障がい児入所施設

保護、日常生活における基本的な動作及び自立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う。（大阪市内 5施設、定員280人）

2. 障がい児入所施設における支援に関する国の方向性

- 「障害児入所施設の在り方に関する検討会」にて令和2年2月に出された報告書において、課題と今後の方向性のひとつとして、家庭的な養育環境の推進が挙げられ、障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があることが示された。
- また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、家庭的な養育環境を推進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われた。具体的には、従来の小規模グループケア加算について、より小規模なケアを行った場合に評価されるよう見直された。

小規模グループケア加算とは

障がい児入所施設におけるより家庭的な環境による支援を促進する観点から、施設において小規模なグループによるケアをした際に、基本報酬と合わせて算定できる加算

【主な加算算定要件】

- 通常の従業員の員数に加え、ケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1名以上配置
- ケアの各単位において、居室、居間、台所、便所等を有している（障がい児1人あたりの床面積4.95平方メートル以上、ケアの単位の入所定員4～8名）

【令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定の概要】

(改定前)
定員4～8名：240単位



(改定後)
定員4～6名：320単位
定員7～8名：233単位

第12章 障がい児入所施設における支援

3. 計画策定方針における基本的な考え方

障がい児入所施設においては、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要がある。

4. 本市における基本的な考え方

- 障がい児の養育の特質に鑑みれば、障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが必要である。
- このため、「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進していくことが重要である。
- 合わせて、入所児童に対するきめ細かい支援のため、施設職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携の強化を図るとともに、入所児童が円滑に地域生活に移行できるよう、自立に向けた支援のため、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けながら暮らすことができるよう、地域生活への移行を踏まえた支援体制の充実を図ることが必要である。

5. 計画記載事項

資源	地域の現状 (令和6年4月1日時点)
福祉型障がい児入所施設のうちユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	2か所
福祉型障がい児入所施設のうちユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障がい児の数	91人

6. 今後の取組

障がい児入所施設に対して、入所している障がい児の状況、支援体制、施設の改修や建替計画等について適時ヒアリング調査を行う。各施設の状況に応じて、ユニット化等により、入所児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう働きかけていく。また、ケアの小規模化を推進していくために必要となる人員や報酬単価の設定等について、引き続き国へ働きかけていく。